

核物質防護対策の現状と今後の対応

平成 16 年 8 月 5 日
原子力安全課

1. 核物質防護に係る枠組み

国際取決め等

a) 核物質防護条約

- 核物質の国際輸送時の防護対策や核物質を使用した犯罪に対する処罰等を規定
- 1987 年 2 月に発効し、2004 年 6 月末現在 105 か国及び 1 国際機関（欧州原子力共同体）。我が国は 1988 年 10 月に同条約に加入

b) 国際原子力機関（IAEA）のガイドライン（INFCIRC/225）

- 核物質防護の具体的な水準の目安を設定している。最新版（Rev.4）では、国が原子力施設を取り巻く脅威（「設計基礎脅威（DBT）」）を策定し、核物質防護対策の基本とすべきこと等を規定

【INFCIRC/225/Rev.4 の概要】

1. 設計基礎脅威（DBT）の明確化
2. 国による DBT の策定の明確化
3. 機密情報保持の強化
4. 国の検査と事業者の評価
5. 核物質輸送時の防護要件の強化・明確化
6. 対応部隊との連絡体制の強化
7. その他原子力施設への妨害破壊行為に対する防護要件の明確化 等

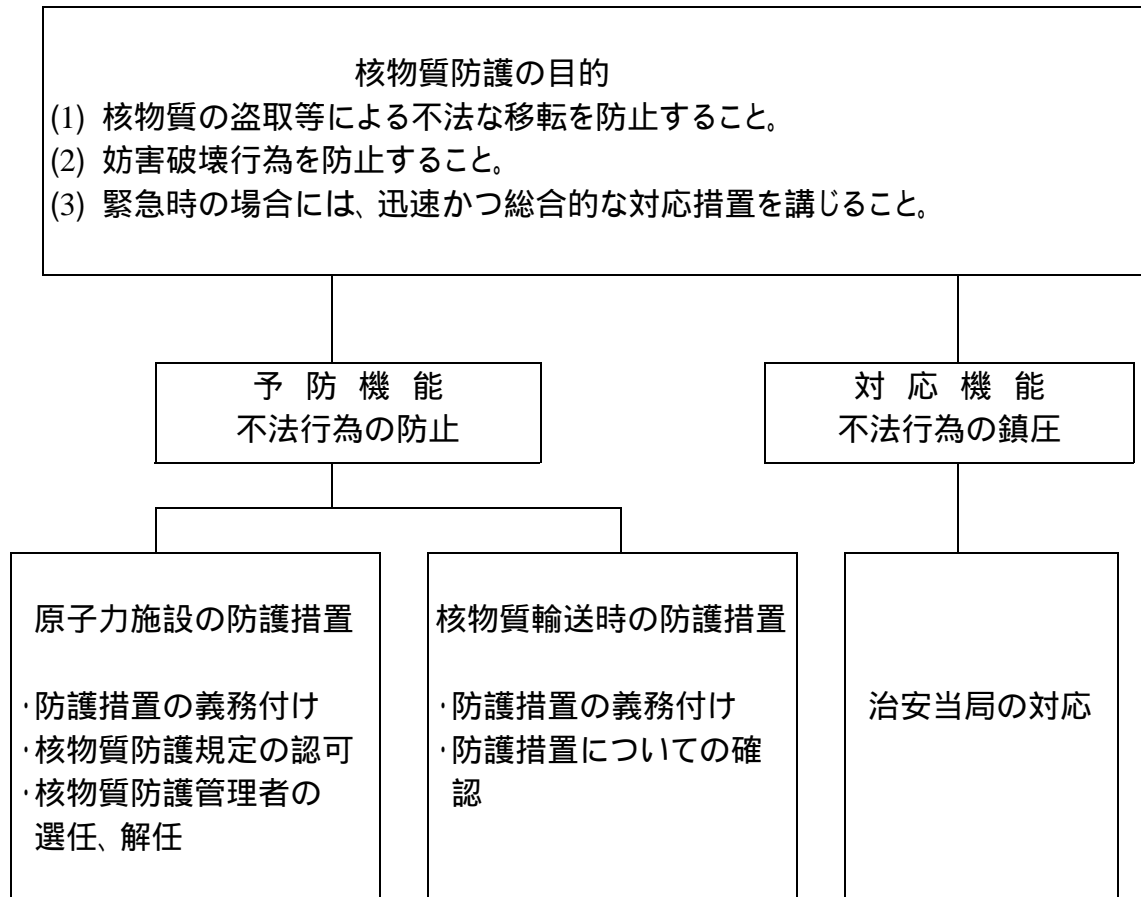
c) 二国間原子力協定

- 米、英、仏、加、豪、中との間で、核物質の輸入の条件として核物質防護を約束

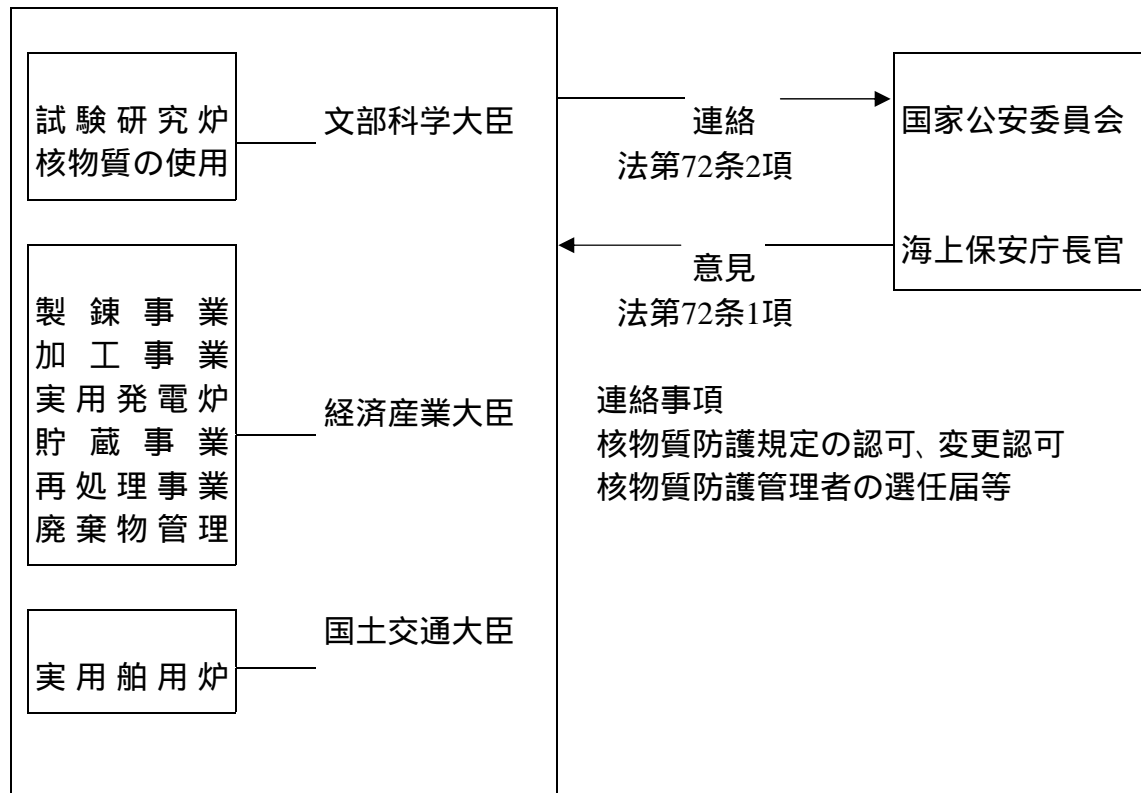
国内法規（原子炉等規制法）

- 原子力施設及び輸送中の核物質に対する防護措置を規定
- 取り扱う核燃料物質の種類と量に応じて 3 区分に分け、それぞれの区分に応じ必要とされる措置を法令により定めている。例えば、2kg 以上のプルトニウムを有する原子炉施設については、周辺防護フェンスの設置、鉄筋コンクリート造りの障壁、常時監視、関係機関への二重以上の連絡手段等が義務付けられている。
- 原子力事業者は、防護区域の設定、同区域への出入管理、監視装置の設置、治安機関との連絡体制の整備等の対策を実施している。

【核物質防護規制の概要】



【核物質防護の規制の体系】



2. 核物質防護を取り巻く最近の動き

核物質防護条約改正に向けた動き（これまでの経緯）

- 平成 11 年 3 月に開催された IAEA 理事会は、原子力施設への不法接近等の防止に取り組むことを目的として、核物質防護条約の改正が検討されるべきであることを確認した。
- その後、平成 11 年 11 月から、IAEA の専門家会合において、改正に向けた検討が進められている。

平成 13 年 9 月 11 日以降の取り組み

- 米国同時多発テロ事件以降、随時文部科学省から事業者に対し警備強化の指示を発出しており、原子力施設への人、車両の出入管理の強化、警備員の増強、巡視や監視の強化等、事業者による自主的な警備強化を要請している。
- 併せて治安当局に対して原子力施設の警備強化を依頼している。
- こうした中で原子力事業所に対して、特別の警察部隊(銃器対策部隊)による警備が行われるなど、格段の警備強化を実施中である。

3. 今後の対応

核物質をめぐる状況は、より厳しさを増しており、引き続き核物質防護を強化し、我が国原子力施設の防護水準を国際的に遜色のないレベルにまで引き上げることが必要である。具体的には、以下について対応の強化を図る。

a) 治安機関との連携強化

- 引き続き治安機関との連携を強化

b) 核物質防護の強化

- IAEA の最新のガイドラインに対応するため、原子炉等規制法の省令等につき所要の改正を行い、「設計基礎脅威」の策定、それに基づく防護措置の強化等を実施する。

c) 有事対応の強化

- 武力攻撃事態等の際の試験研究用原子炉及び核燃料物質使用施設の運転停止のあり方等、有事対応策を明確化する。

他方、以下のような核物質防護の強化のための措置については、法的措置も含めた体制の整備が必要である。

a) 事業者の核物質防護措置に係る国の検査制度の整備

- 現行原子炉等規制法では、核物質防護(セキュリティ)に関しては、事業者は核物質の防護のための種々の措置を「核物質防護規定」として定めることは規定されているものの、当該規定の遵守状況を国が明示的に確認する制度は未整備である。

(参考)安全規制(セイフティ)に関し、事業者は安全を確保するための種々の措置を「保安規定」として定めるとともに、当該規定の遵守状況について国が「保安検査」として定期的に確認する体制が整備済みである。

b) 核物質防護に係る情報管理体制の整備

- 核物質防護措置の強化を図るためには、原子力施設等を取り巻く脅威に係る情報や原子力施設における具体的な防護措置の詳細などの機微な情報について国と事業者あるいは国際機関等の間での情報の共有が不可欠である。
- 当該情報の共有のためには、機微情報の管理の徹底が不可欠であるが、現行原子炉等規制法では、機微情報の守秘の担保に関する規定が未整備である。

以上